

平成二十七年八月十七日提出
質問第三八〇号

東京大空襲に対する戦後七十年の節目をむかえた政府の認識等に関する再質問主意書

提出者 鈴木貴子

東京大空襲に対する戦後七十年の節目をむかえた政府の認識等に関する再質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一八九第三七三号）を踏まえ、再質問する。

一 多数の民間人を犠牲にした無差別殺人ともいえる東京大空襲は、ハーグ法（武力紛争法）に抵触すると考えるが、政府の認識如何。

右質問する。